

7. 労働保険特別会計

(1) 概要

労働保険特別会計は、昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置されたものです。

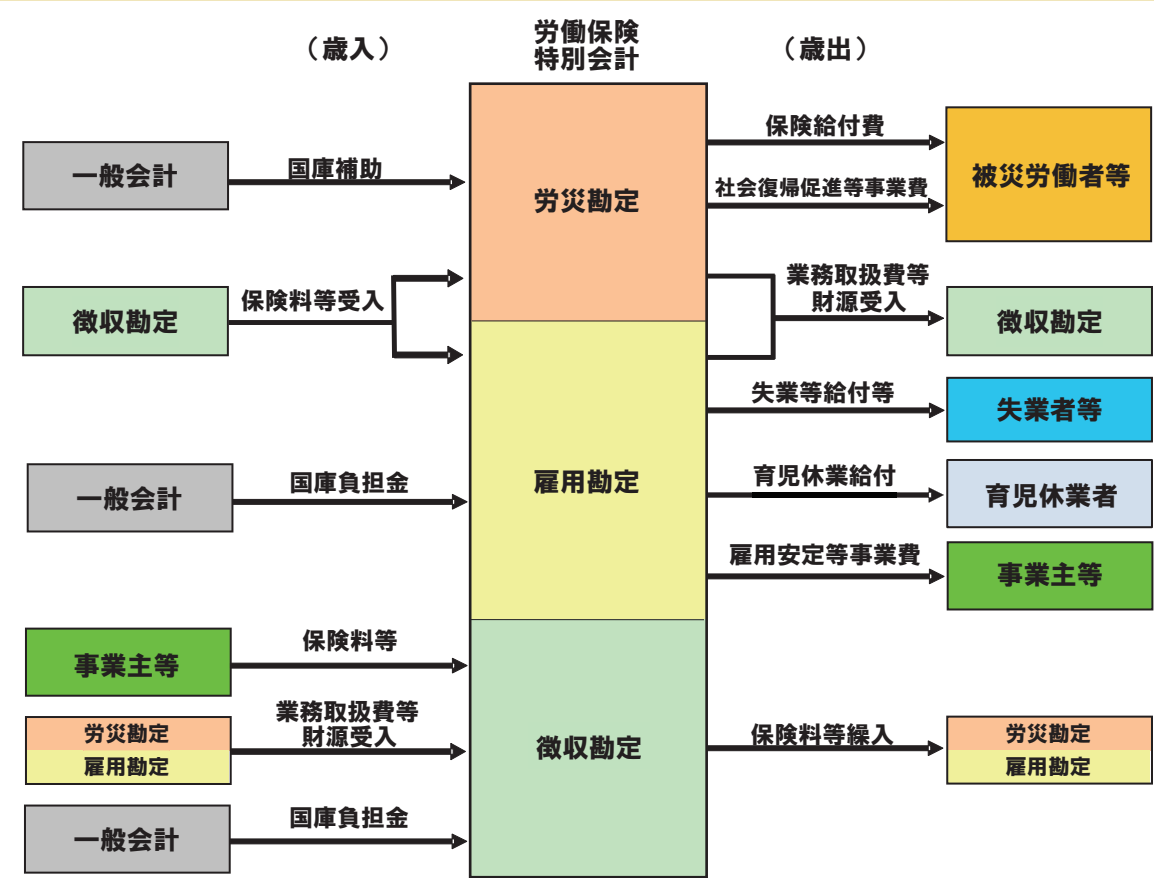
さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設されたところです。

労働保険特別会計は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の 3 勘定に区分されています。

労働保険特別会計の仕組み

労災保険及び雇用保険に係る保険料は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭 44 法 84) に基づく労働保険料として一括徴収されており、それぞれ労災保険率及び雇用保険率が定められています。

徴収勘定の歳入に計上された労働保険料のうち、労災保険率及び雇用保険率に相当する部分の額は、徴収勘定からそれぞれ労災勘定及び雇用勘定の歳入として繰り入れられています。



（２）具体的な事業の内容

本特別会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行います。

① 労災勘定

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭 22 法 50）による労災保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、業務上の事由等による労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするための保険給付及び被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っています。

（参考資料）「労災補償」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html）

② 雇用勘定

雇用勘定は、「雇用保険法」（昭 49 法 116）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とし、失業等給付及び育児休業給付等を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）を行っています。

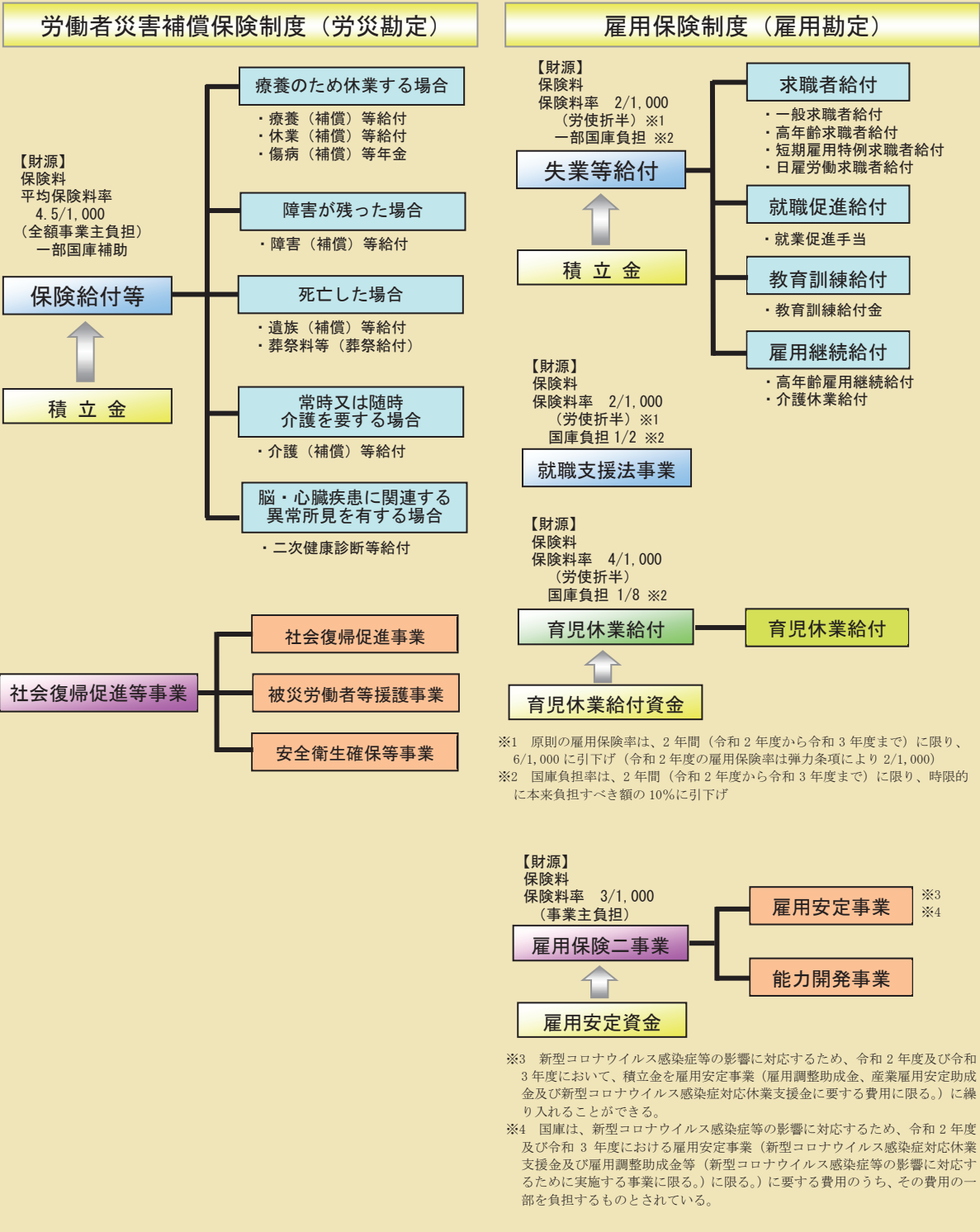
（参考資料）「雇用保険」

（https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_guide.html）

③ 徴収勘定

徴収勘定は、労働保険料の徴収に係る業務を経理する勘定であり、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭 44 法 84）により労災・雇用保険事業に係る労働保険料を一元的に徴収し、徴収した労働保険料等の労災勘定及び雇用勘定への繰入れを行っています。

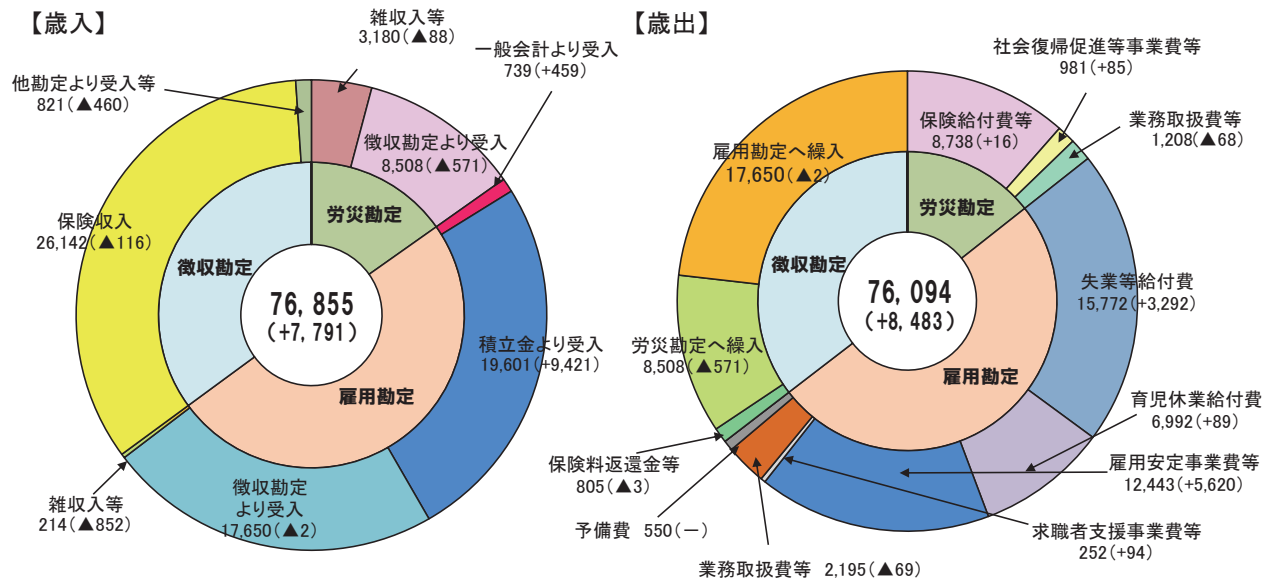
労働保険特別会計の仕組み（令和３年度予算ベース）



(3) 特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和3年度当初予算）

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、761 億円あります。これは労災勘定の歳出予算では当年度の保険給付費等支払見込額を計上する一方で、労災勘定の歳入予算には翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金等を含めて計上していることによるものです。

○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
労災勘定	11,687 (▲659)	10,926 (+33)	10,482 (+104)
雇用勘定	38,204 (+9,026)	38,204 (+9,026)	37,915 (+9,030)
徴収勘定	26,963 (▲576)	26,963 (▲576)	805 (▲3)
特別会計合計	76,855 (+7,791)	76,094 (+8,483)	49,202 (+9,130)

○労災勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明 (増減理由)
保険収入	10,421 (▲615)	
徴収勘定より受入	8,508 (▲571)	保険給付費等に相当する金額の徴収勘定からの受入見込額 (労働保険料収入)
一般会計より受入	0.08 (▲0)	労働者災害補償保険事業に要する費用に充てるための国庫補助金の一般会計からの受入見込額
支払備金受入	1,688 (▲44)	既に業務災害等を受けた労働者等に対し支払われるべき給付見込相当額の前年度からの受入見込額
未経過保険料受入	225 (▲1)	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、当該年度に係る保険料見込額の前年度からの受入見込額
運用収入	1,057 (▲64)	財政融資資金への預託金の利子収入見込額

雑収入等	210（＋20）	第三者行為災害に係る損害賠償金等の収入見込額
合計	11,687（▲659）	

（歳出）

内容	額	説明（増減理由）
保険給付費等	8,738（＋16）	業務災害等を受けた労働者に対する保険給付費等
職務上年金給付費 年金特別会計へ繰入	65（▲7）	職務上年金給付費に相当する金額の年金特別会計厚生年金勘定への繰入れのための経費
職務上年金給付費等 交付金	53（▲1）	職務上年金給付費等の全国健康保険協会への交付のための経費
社会復帰促進等事業費	981（＋85）	社会復帰促進等事業として行う被災労働者の円滑な社会復帰の促進等を実施するための経費
業務取扱費等	649（▲3）	業務取扱いに必要な人件費、事務費及び労働基準監督署庁舎等の施設整備費等
保険料返還金等徴収 勘定へ繰入	377（▲65）	保険料の過誤納の返還金及び労働保険適用事業主から保険料を徴収する費用に充てるため、徴収勘定へ繰り入れる経費
予備費	64（＋7）	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	10,926（＋33）	

○雇用勘定の歳入・歳出の内容

（単位：億円）

（歳入）

内容	額	説明（増減理由）
徴収勘定より受入	17,650（▲2）	失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、雇用保険二事業費等に相当する金額の徴収勘定からの受入見込額（労働保険料収入）
一般会計より受入	739（＋459）	失業等給付（求職者給付及び介護休業給付金等）、育児休業給付、就職支援法事業及び雇用調整助成金等に要する費用に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額
積立金より受入	19,601（＋9,421）	失業等給付費、就職支援法事業費及び雇用安定事業費の財源に充てるための積立金からの受入見込額
雇用安定資金より受入	－（皆減）	雇用安定事業費の財源に充てるための雇用安定資金からの受入見込額
その他の収入	214（＋3）	財政融資資金への預託金利子の収入見込額等
合計	38,204（＋9,026）	

（歳出）

内容	額	説明（増減理由）
失業等給付費	15,772（＋3,292）	失業等給付の支給に必要な経費
育児休業給付費	6,992（＋89）	育児休業給付の支給に必要な経費
雇用安定事業費及び能力開発事業費等	12,696（＋5,714）	雇用保険二事業等に必要な経費
地域雇用機会創出等 対策費	7,798（＋6,426）	雇用安定事業として行う雇用調整助成金の支給等
高齢者等雇用安定・ 促進費	2,037（▲469）	雇用安定事業として行うキャリアアップ助成金の支給等
就職支援法事業費	228（＋95）	就職支援法事業として行う認定職業訓練実施奨

			励金の支給等
	職業能力開発強化費	670 (▲322)	能力開発事業として行う総合的職業能力開発プログラム推進事業の都道府県への委託及び就職氷河期対策費等
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	671 (▲33)	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の行う業務の財源の一部に充てるための交付金
	その他	1,291 (+16)	雇用安定事業として行う職業紹介事業の実施等
業務取扱費等		1,244 (+23)	雇用保険事業の業務取扱いに必要な人件費、事務費及び庁舎等の施設整備費等
育児休業給付資金へ繰入		662 (▲88)	育児休業給付資金への繰入れ
保険料返還金等徴収勘定へ繰入		289 (▲4)	保険料の過誤納の返還金及び労働保険適用事業主から保険料を徴収する費用に充てるため、徴収勘定へ繰り入れる経費
予備費		550 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計		38,204 (+9,026)	

○徴収勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明(増減理由)
保険収入	26,142 (▲116)	労災保険料及び雇用保険料(印紙収入を含む)収入の見込額(雇用者所得が落ちる見込み等による減)
一般会計より受入	2 (▲0)	石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業主から一般拠出金を徴収する費用の一部について、一般会計からの受入見込額
一般拠出金収入	39 (▲1)	石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金収入見込額
他勘定より受入	665 (▲68)	保険料返還金、業務取扱費及び附属諸費の労災勘定及び雇用勘定からの受入見込額
雑収入	16 (▲1)	延滞金、追徴金、返納金、預託金利息収入見込額等
前年度剰余金受入	99 (▲389)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	26,963 (▲576)	

(歳出)

内容	額	説明(増減理由)
業務取扱費	383 (▲2)	業務取扱いに必要な人件費及び事務費等
保険給付費等財源労災勘定へ繰入	8,508 (▲571)	保険給付費等に相当する金額の労災勘定への繰入れ
失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	17,650 (▲2)	失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、雇用保険二事業費等に相当する金額の雇用勘定への繰入れ
諸支出金	421 (▲2)	保険料の精算による返還金の支払及び過誤納等払戻金に必要な経費
予備費	1 (－)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	26,963 (▲576)	

② 剰余金

令和２年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

勘定	収納済 歳入額	支出済 歳出額	剰余金	翌年度 歳入繰入	積立金積立 資金組入	一般会計へ 繰入
労災勘定	12,331	10,320	2,011	1,932	79	—
雇用勘定	66,541	58,048	8,493	10,645	▲2,152	—
徴収勘定	27,013	26,822	190	190	—	—
特別会計合計	105,886	95,190	10,695	12,768	▲2,073	—

令和２年度決算における剰余金は、労働保険特別会計全体で１兆６９５億円です。

＜労災勘定＞

労災勘定における剰余金は、２,０１１億円です。

(剰余金が生じた理由)

予算時に見込まれていた歳入歳出差額（１,３６９億円）（労災勘定の歳出予算には当年度の保険給付費等支払見込額を計上している一方で、歳入予算には翌年度以降へ繰り越して使用する支払備金等を含めて計上していることによるもの）に加え、徴収勘定より受入が予定を下回ったこと等により歳入減（１５億円減）となった一方で、遺族補償年金及び障害補償年金の支給額が予定を下回ったこと等により歳出減（６５７億円減）となったためです。

(剰余金の処理の方法)

翌年度の歳入に繰り入れる必要のある、支払備金に相当する額（業務上の事由、複数事業労働者の二以上の業務を要因とする事由又は通勤により災害を被った労働者に対する保険給付費等のうち、支払時期が未到来等のため翌年度以降に繰り越される保険給付費等に相当する額）、未経過保険料に相当する額（年度をまたがって行われる建設工事等の有期事業に係る概算保険料のうち、次年度以降の未経過期間分に係る保険料）及び翌年度への繰越額（例えば、庁舎建設事業が工期の遅れ等の理由から年度内に完了しないため、その経費の支出が年度内に行えず、翌年度に持ち越して使用するもの）の合計１,９３２億円を特別会計法第８条第１項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、残額７９億円を特別会計法第１０３条第１項の規定により積立金として積み立てることとしています。

＜雇用勘定＞

雇用勘定における剰余金は、８,４９３億円です。

(剰余金が生じた理由)

雇用安定資金より受入が予定を上回ったこと等により歳入が増加（４７８億円増）した一方で、雇用調整助成金に係る特例措置の適用期間の変更等による事業の繰越しが生じたこと等により歳出が減少（８,０１５億円減）したためです。

(剰余金の処理の方法)

① 雇用保険事業の失業等給付費等に係る剰余金の処理

雇用保険事業の失業等給付費等に充当する歳入と歳出における決算上の差額（１,６７１億円）については、翌年度への繰越額（５億円）及び一般会計からの受入超過額（８億円）の合計１４億円を特別会計法第８条第１項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、残額１,６５７億円を特別会計法第１０３条第３項の規定により積立金として積み立てることとしています。

② 雇用保険事業の育児休業給付費に係る剰余金の処理

雇用保険事業の育児休業給付費に充当する歳入と歳出における決算上の差額（315 億円）については、翌年度への繰越額（41 百万円）及び一般会計からの受入超過額（3 億円）の合計 4 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、残額 310 億円を特別会計法第 103 条の 2 第 3 項の規定により育児休業給付資金へ組み入れることとしています。

③ 雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）費に係る剰余金の処理

雇用保険二事業費に充当する歳入と歳出における決算上の差額（6,506 億円）については、翌年度への繰越額（6,821 億円）及び一般会計からの受入超過額（3,806 億円）の合計 1 兆 627 億円を特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、不足額 4,120 億円を、特別会計法第 104 条第 4 項の規定により雇用安定資金から補足（866 億円）し、特別会計法附則第 20 条の 3 第 5 項の規定により積立金から補足（3,254 億円）することとしています。

<徴収勘定>

徴収勘定における剰余金は、190 億円です。

（剰余金が生じた理由）

予算時に見込まれる歳入のうち前年度剰余金受入が予定を上回ったこと（98 億円増）等、歳出においては、保険料返還金が予定を下回ったこと（75 億円減）等のためです。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により翌年度の歳入へ繰り入れることとしています。なお、翌年度の歳入へ繰り入れた剰余金は、特別会計法第 102 条第 1 項及び第 2 項の規定による他の勘定への繰入れ、労働保険料の返還金、業務取扱費並びに「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平 18 法 4）第 36 条の規定による交付金に充てることとしています。

③ 積立金等

積立金（労災勘定）

① 積立金の残高

（単位：億円）

令和 3 年度末（予定） （令和 3 年度当初予算）	令和 2 年度末 （令和 2 年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
78,167	78,318	78,239

② 積立金の目的

特別会計法第 103 条第 1 項の規定により、労災勘定において生じた剰余金のうち「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。）に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、労災年金債務の履行等に充てるために必要な金額を勘案して、将来の給付等のため、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしています。

すなわち、積立金は、既裁定の労災年金受給者に対する将来の年金給付に必要な金額（＝責任準備金（確定債務））の財源とするために積み立てているものです。

③ 積立金の水準

積立金の必要水準は、責任準備金として、年金の種類ごとに以下の方法により推計して得た額を合計したものです。

(1) 既裁定の年金受給者の将来各年度における残存数を推計

(2) 将来各年度の残存している年金受給者に対する給付額を推計

推計に当たっては、各年度の給付額を賃金上昇率分によって増やすとともに、運用利回りで割り引く。

令和2年度末において、数理計算により算定される責任準備金の額は、7兆5,048億円と見込んでいます。^(注)

(注) 責任準備金(7兆5,048億円)に対する積立金(7兆8,318億円)の割合は概ね同水準(104.4%)となっています。

(参考資料)「労災保険制度における積立金について」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000036593.html>)

積立金(雇用勘定)

① 積立金の残高

(単位：億円)

令和3年度末(予定) (令和3年度予算)	令和2年度末 (令和2年度決算処理後)	令和元年度末 (令和元年度決算処理後)
4,039	19,826	44,871

※令和3年度末(予定)の積立金の残高は、令和2年度決算処理を反映させたものです。

② 積立金の目的

特別会計法第103条第3項の規定により、雇用保険事業の失業等給付費等に係る剰余金のうち「雇用保険事業の失業等給付費(就職支援法事業に要する費用を含む。)に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしています。

③ 積立金の水準

将来の不況期の失業等給付費や保険料水準を維持するための財源として、好況期に積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額(育児休業給付費充当分及び雇用保険二事業充当分を除く)から歳出額(育児休業給付費及び雇用保険二事業費を除く)を控除した残余を、積立金として積み立てています。これは、雇用保険制度の安定的な運営の確保の重要性を勘案して、将来発生し得る通常の予測を超える雇用失業情勢の悪化を想定し、過去最悪の支出額を超える事態が発生した場合においても、中期的に安定して失業等給付等を十分に行うことができる水準を確保するものです。

(参考資料)「雇用保険制度における積立金等について」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken06/index.html>)

育児休業給付資金(雇用勘定)

① 育児休業給付資金の残高

(単位：億円)

令和3年度末(予定) (令和3年度予算)	令和2年度末 (令和2年度決算処理後)
1,727	1,061

※令和3年度末(予定)の育児休業給付資金の残高は、令和2年度決算処理を反映させた

ものです。

② 育児休業給付資金の目的

特別会計法第 103 条の 2 第 1 項の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び育児休業給付費に係る剰余金のうち育児休業給付費に充てるために必要な組入金をもって充てる育児休業給付資金を置くこととしており、特別会計法第 103 条の 2 第 3 項の規定により、将来の育児休業給付費に充てるために徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を育児休業給付資金に組み入れることとしています。

③ 育児休業給付資金の水準

将来の育児休業給付費の増大に充てるための財源として積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額（育児休業給付費充当分）から歳出額（育児休業給付費に係るもの）を控除した残余を、育児休業給付資金へ組み入れています。これは、育児休業給付について中期的に収支のバランスを取るために必要な金額を確保するものです。

雇用安定資金（雇用勘定）

① 雇用安定資金の残高

（単位：億円）

令和 3 年度末（予定） （令和 3 年度予算）	令和 2 年度末 （令和 2 年度決算処理後）	令和元年度末 （令和元年度決算処理後）
—	—	15,410

※令和 3 年度末（予定）の雇用安定資金の残高は、令和 2 年度決算処理を反映させたものです。

② 雇用安定資金の目的

特別会計法第 104 条第 1 項の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び雇用安定事業等に係る剰余金のうち雇用安定事業費に充てるために必要な組入金をもって充てる雇用安定資金を置くこととしており、特別会計法第 104 条第 3 項の規定により、将来の雇用安定事業費に充てるために徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を雇用安定資金に組み入れることとしています。

③ 雇用安定資金の水準

不況期に機動的かつ集中的に雇用対策を実施するための財源として、平常時に積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額（雇用保険二事業充当分）から歳出額（雇用保険二事業費に係るもの）を控除した残余を、雇用安定資金へ組み入れています。これは、雇用失業情勢の変動に応じて雇用安定事業を機動的に運営するために必要な金額を確保するものです。

（参考資料）「雇用保険制度における積立金等について」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken06/index.html>)

④ 資産及び負債（令和元年度特別会計財務書類）

労働保険特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《30年度》	《元年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《元年度》	《30年度》
147,244	141,126	現金・預金	未払金	9	9
12,778	14,234	うち政府預金	支払備金	2,713	2,603
134,466	126,892	うち財投預託金	保管金等	-	0
0	-	うちその他歳計外	前受金	8	8
			未経過保険料	236	240
			賞与引当金	47	47
			責任準備金	76,343	76,775
824	816	未収金	退職給付引当金	786	836
297	274	未収収益	他会計繰入未済金	13	21
0	0	前払金	負債合計	80,158	80,542
0	0	前払費用			
△ 357	△ 349	貸倒引当金			
1,411	1,389	有形固定資産			
1,352	1,335	国有財産 （公共用財産を除く）			
583	600	土地			
5	5	立木			
632	606	建物			
129	122	工作物			
1	0	建設仮勘定			
59	54	物品			
467	522	無形固定資産			
3,987	3,860	出資金			
			資産・負債差額	67,481	73,332
153,875	147,640	資産合計	負債及び資産・負債差額合計	147,640	153,875

主な資産は、現金・預金 14 兆 1,126 億円、主な負債は、労災勘定の労災保険給付費の責任準備金 7 兆 6,343 億円です。

雇用勘定の資産・負債差額は 6 兆 1,790 億円であり、そのうち 6 兆 301 億円が現金・預金です。当該現金・預金は、雇用勘定の積立金、雇用安定資金等に含まれていますが、これらは雇用保険事業の費用に充てることを目的として労使より徴収された保険料を財源としているものです。景気・雇用失業情勢の変動に支出水準が大きく影響されるため、将来雇用失業情勢が急激に悪化した場合等に備え積み立てているものであり、雇用失業情勢が悪化した際にも安定した雇用保険の給付、機動的・集中的な雇用対策を行うために必要なものです。

⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

労災保険率は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭 44 法 84）第 12 条第 2 項等の規定により、事業の種類ごとに、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように過去 3 年間の災害率等を考慮して設定するものとされており、平成 30 年 4 月 1 日の労災保険率改定では 2.5/1,000～88/1,000 の範囲で設定されました。労災保険率は原則として 3 年ごとに改定していますが、令和 3 年度より 3 年間、基本は労災保険率を据え置くこと

となっています。

短期給付分については、給付に要する費用に見合う収入となるように純賦課方式により、長期給付分については、新規年金受給者の将来分を含む給付費用総額に見合う収入となるように充足賦課方式により、各々算定しています。

雇用保険率は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭 44 法 84）第 12 条第 4 項等の規定により、失業等給付、育児休業給付及び雇用保険二事業に係る分がそれぞれ設定されています。雇用保険率は、積立金が一定の水準を超えた場合には失業等給付に係る保険料率を、雇用安定資金が一定の水準を超えた場合には雇用保険二事業に係る保険料率を、それぞれ法律の改正を要せずに弾力的に一定の率を引き下げる仕組みとなっています（弾力条項）。

また、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令 2 法 14）の成立・施行により令和 2 年度から令和 3 年度までの 2 年間、失業等給付に係る原則の雇用保険率が 6/1,000 に引き下げられました。その上で、弾力条項により、令和 3 年度の雇用保険率は 2/1,000 とされています。なお、同法により、雇用保険制度の安定的な運営等を図るため、育児休業給付を失業等給付から独立させ、育児休業給付に係る雇用保険率は 4/1,000 とされています。

財源負担については、労災勘定は使用者が、雇用勘定は労使が負担する保険料のほか、一部を国庫が負担（補助）しています。労災保険給付は、労働者の負傷等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付を行うとともに、「労働基準法」（昭 22 法 49）に基づく使用者の災害補償責任を担保する目的もあることから、使用者負担が原則となっています。雇用保険の失業等給付等は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきであるとの考え方から、労使が負担する保険料のほかに国庫負担が導入されています。雇用保険の国庫負担は、雇用失業情勢等を勘案し、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令 2 法 14）の成立・施行により令和 2 年度から令和 3 年度までの 2 年間に限り、本来の負担額の 10%に引き下げられています。なお、主要国の財源負担のあり方をみると、労災保険制度については、使用者のみの負担が基本であり、失業保険制度については、労使の負担が基本となっています。

（４）事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

労災勘定及び雇用勘定の事務及び事業（以下「事業」といいます。）については、事業毎に定めた目標に沿って効果的・効率的に行われているかを社会復帰促進等事業に関する検討会及び雇用保険二事業に関する懇談会において定期的に確認することとしており、PDCAサイクルによる不断の見直しを行っております。引き続き、事業の必要性、効率性について徹底的に精査し、無駄の削減を行ってまいります。

労働保険特別会計についての問い合わせ先

（労災勘定）

厚生労働省労働基準局労災管理課

電話番号 03-5253-1111（5442）

（雇用勘定）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

電話番号 03-5253-1111（5757）

（徴収勘定）

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

電話番号 03-5253-1111（5154）